

### 3 特別会計

#### 国民健康保険事業費(歳入) 市民協働局 国民健康保険料の推移(現年度分)

(単位:千円)

項目	平成21年度決算額			平成22年度決算額			平成23年度決算額			平成24年度当初予算			平成25年度当初予算			対前年度増減		
	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額
国保料	12,859,797	85.0	10,933,224	12,658,258	85.9	10,871,073	12,390,014	86.3	10,694,458	11,782,175	88.0	10,368,314	11,697,024	88.0	10,293,381	85,151	-	74,933

市民協働局

【款：総務費 項：総務管理費 目：一般管理費】

《被保険者数の推移》 (単位:人)

被 保 険 者 数	21 決算	22 決算	23 決算	24 当初	24 決見	25 当初
一 般 被 保 険 者	132,293	129,385	126,227	123,000	123,768	121,387
退職被保険者等	6,349	6,716	7,632	8,464	7,552	7,461
合 計	138,642	136,101	133,859	131,464	131,320	128,848

《世帯数の推移》 (単位:世帯)

世 帯 数	21 決算	22 決算	23 決算	24 当初	24 決見	25 当初
一 般 被 保 険 者	77,582	76,258	74,930	73,397	74,158	73,113
退職被保険者等	4,308	4,589	5,219	5,910	5,265	5,600
合 計	81,890	80,847	80,149	79,307	79,423	78,713

- (1) 給付関係事務経費 14,383  
高額療養費等の給付に関する事務経費 (15,049)
- (2) 資格賦課関係事務経費 34,558  
被保険者に対する保険料決定通知・保険証の送付等の資格賦課に関する事務経費 (33,174)
- (3) 保険料収納関係事務経費 94,900  
口座振替等に係る収納業務、短期証・資格証明書の交付等の保険料収納に関する事務経費。電話催告業務を含む徴収専門業者への委託をインセンティブ方式で継続する。また、ペイジー口座振替受付サービス等を実施することにより、市民サービスの向上を図るとともに、口座振替加入率を高め収納率の向上を目指す。 (91,754)
- (4) 電算入力委託事業費 9,605  
事務の適正化及び合理化を図るため、診療報酬データのパンチ入力及び磁気テープの作成等について委託する。 (9,497)
- (5) 国民健康保険システム整備事業費 8,732  
特定世帯等に係る国民健康保険料の軽減特例措置の延長等に伴い、国民健康保険システムの改修を行う。 (9,165)
- (6) 近畿都市国民健康保険者協議会等負担金 23  
近畿都市国民健康保険者協議会会費 (23)  
事業の運営改善を図るため、参加都市の事務研究を行い保険事業の健全な運営と発展に資する同協議会に対し会費を支出する。  
その他兵庫県国民健康保険団体連合会阪神支部負担金

【款：総務費 項：総務管理費 目：連合会負担金】

- (7) 兵庫県国民健康保険団体連合会負担金 3,807  
 診療報酬の審査支払業務、その他国民健康保険事業に関する調査研究等、保険者の共同目的を達成するために必要な業務を行う同会に対して負担金を支出する。 (3,873)

【款：総務費 項：総務管理費 目：収納率向上特別対策費】

- (8) 収納率向上特別対策事業費 2,730  
 事業の健全な運営を確保するため、口座振替の勧奨や保険料収納についての広報等を行うことにより、収納率の向上を図る。 (2,683)

《収納率の推移（現年度）》

	21 決算	22 決算	23 決算	24 当初	24 決見	25 当初
収 納 率	85.02%	85.88%	86.32%	88.00%	86.68%	88.00%

- (9) 資格賦課関係事務事業費 1,638  
 保険未加入者の調査及び事業所等への協力依頼、所得未申告世帯への簡易申告書送付等を行うことにより、事業の円滑な運営を確保する。 (1,339)

【款：総務費 項：徴收費 目：滞納処分費】

- (10) 滞納処分経費 6,381  
 保険料未納者に対して督促・催告を行うことにより、未納保険料の納付を促し、収納率向上及び負担の公平を図る。 (6,827)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：一般被保険者療養給付費】

- (11) 一般被保険者療養給付費 30,016,813  
 一般被保険者の疾病、負傷に関して療養の給付を行う。 (30,085,979)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：退職被保険者等療養給付費】

- (12) 退職被保険者等療養給付費 2,358,494  
 退職被保険者等の疾病、負傷に関して療養の給付を行う。 (2,388,103)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：一般被保険者療養費】

- (13) 一般被保険者療養費 792,486  
 一般被保険者が保険証を所持していない場合で、緊急かつやむを得ない理由があると認められるもの等について、申請に基づき償還払で療養費を支給する。 (679,828)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：退職被保険者等療養費】

- (14) 退職被保険者等療養費 37,979  
 退職被保険者等が保険証を所持していない場合で、緊急かつやむを得ない理由があると認められるもの等について、申請に基づき償還払で療養費を支給する。 (47,559)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：審査支払手数料】

- (15) 審査支払手数料等 84,161  
 診療報酬の審査支払に関する事務を国保連合会に委託することにより、審査の適正と支払の迅速化を図る。 (87,736)

【款：保険給付費 項：高額療養費 目：一般被保険者高額療養費】		
(16)	<u>一般被保険者高額療養費</u>	3,749,224
	一般被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給することにより被保険者の負担を緩和する。	(3,580,091)
【款：保険給付費 項：高額療養費 目：退職被保険者等高額療養費】		
(17)	<u>退職被保険者等高額療養費</u>	384,617
	退職被保険者等の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給することにより被保険者の負担を緩和する。	(339,451)
【款：保険給付費 項：高額療養費 目：一般被保険者高額介護合算療養費】		
(18)	<u>一般被保険者高額介護合算療養費</u>	2,810
	一般被保険者の医療保険と介護保険の自己負担限度額を合算して、一定の限度額を超える額を支給することにより被保険者の負担を緩和する。	(1,211)
【款：保険給付費 項：高額療養費 目：退職被保険者等高額介護合算療養費】		
(19)	<u>退職被保険者等高額介護合算療養費</u>	23
	退職被保険者等の医療保険と介護保険の自己負担限度額を合算して、一定の限度額を超える額を支給することにより被保険者の負担を緩和する。	(4)
【款：保険給付費 項：移送費 目：一般被保険者移送費】		
(20)	<u>一般被保険者移送費</u>	100
	一般被保険者が、疾病、負傷等により移動が困難になり、医師の指示により移送された場合の経費を支出する。	(100)
【款：保険給付費 項：移送費 目：退職被保険者等移送費】		
(21)	<u>退職被保険者等移送費</u>	100
	退職被保険者等が、疾病、負傷等により移動が困難になり、医師の指示により移送された場合の経費を支出する。	(100)
【款：保険給付費 項：給付諸費 目：出産育児一時金】		
(22)	<u>出産育児一時金</u>	267,960
	被保険者が出産したとき、申請に基づき出産育児一時金として 42 万円（産科医療補償制度の対象とならない場合は 39 万円）を支給する。	(253,680)
【款：保険給付費 項：給付諸費 目：葬祭費】		
(23)	<u>葬祭費</u>	23,520
	被保険者が死亡したとき、葬祭を行う者に対し、申請に基づき葬祭費として 3 万円を支給する。	(22,200)
【款：保険給付費 項：給付諸費 目：結核・精神医療付加金】		
(24)	<u>結核・精神医療付加金</u>	29,494
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条の公費承認医療費について、費用額の 5%を支給する。	(28,283)

<b>【款：後期高齢者支援金等 項：後期高齢者支援金等 目：後期高齢者支援金等】</b>		
(25)	<u>後期高齢者支援金等</u> 後期高齢者医療制度に係る経費を賄うため、各医療保険者の被保険者数に応じた支援金を社会保険診療報酬支払基金に支出する。	6,727,498 (6,671,422)
<b>【款：前期高齢者納付金等 項：前期高齢者納付金等 目：前期高齢者納付金等】</b>		
(26)	<u>前期高齢者納付金等</u> 65歳以上75歳未満の被保険者に係る給付費について、保険者間の前期高齢者の負担の不均衡を調整する制度で、納付金を社会保険診療報酬支払基金に支出する。	3,970 (7,537)
<b>【款：老人保健拠出金 項：老人保健拠出金 目：老人保健拠出金】</b>		
(27)	<u>老人保健拠出金</u> 老人医療に係る経費を賄うため、老人加入者調整率に応じた拠出金を社会保険診療報酬支払基金に支出する。	606 (695)
<b>【款：介護納付金 項：介護納付金 目：介護納付金】</b>		
(28)	<u>介護納付金</u> 介護保険第2号被保険者のうち、国民健康保険加入者分の納付金を社会保険診療報酬支払基金に支出する。	2,833,631 (2,815,231)
<b>【款：共同事業拠出金 項：共同事業拠出金 目：共同事業拠出金】</b>		
(29)	<u>高額医療費共同事業拠出金</u> 高額医療の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するため、80万円を超える医療費について、拠出金を国保連合会に支出する。	1,429,774 (1,495,019)
<b>【款：共同事業拠出金 項：共同事業拠出金 目：共同安定化事業拠出金】</b>		
(30)	<u>保険財政共同安定化事業拠出金</u> 県内の市町国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、30万円を超えて80万円以下の医療費について、拠出金を国保連合会に支出する。	4,915,549 (5,273,176)

【款：保健事業費 項：特定健康診査等事業費 目：特定健康診査等事業費】

(31) ヘルスアップ尼崎戦略事業費

581,391  
(555,440)

ヘルスアップ健診事業

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健診・特定保健指導を実施するとともに、生活習慣病が重症化する恐れのあるハイリスク者に対し、独自の健診・保健指導を行い、短期的な医療費適正化を目指す。さらに中長期的な医療費適正化を目指し、11、14歳及び16～39歳に対し生活習慣病予防健診、保健指導を行う。また、あらゆる機会を通じて、健診受診率向上や、より若年からの正しい生活習慣の定着等を目指す。

特定健診等受診率

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
目標			40%	50%	60%	60%	65%
実績	19%	24%	42.3%	35.6%	32.9	39.1	
健診受診者数	18,194	23,477	38,274	33,201	36,645	40,575	
(再掲)特定健診受診者数			36,012	29,736	26,713	31,952	
保健指導者数	3,771	11,931	31,339	29,662	27,220	28,410	

平成24年度実績は、23年度実績と同程度の見込み



特定健診実施風景

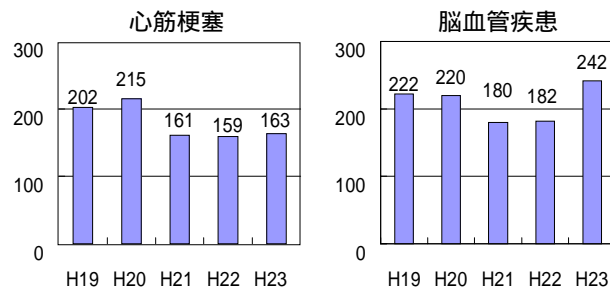


保健指導実施風景

平成20年度重症者の4年後の状況

	平成20年度	平成23年度
	人数	人数
度高血圧 (180/110以上)	236	26
HbA1c8%以上	86	9

入院患者数の推移



ヘルストrend事業

医療費適正化効果の評価及び事業の再構築に生かすため、医療費分析を現行の分析システムによって通年分析を実施する。また、レセプト情報に加え、薬剤情報の分析を併せて実施し、医療費適正化効果の高い後発医薬品転換可能な薬剤を服薬中の人に後発医薬品促進通知を送付する事業を行う。

ヘルスアプローチ事業

ヘルスアップ健診事業による生活習慣改善が継続しやすいよう、サポーター企業や他の医療保険者と協働で、市民の健康実態や健診意義を周知し、受診率向上を目指すとともに、より良い生活習慣を継続できる環境づくりを行う。

**未来いまカラダ戦略事業**

市民の健康寿命の延伸、結果としての医療費の適正化を目指し、すべてのライフステージで「尼崎市生活習慣病予防ガイドライン」を活用した全庁横断的な生活習慣病対策を推進する。

拡充

・糖尿病窓口負担金助成事業

尼崎市国民健康保険加入者で特定健診等を受診し、かつ保健指導利用者のうち、糖尿病合併症の発症の恐れが高いHbA1c8%以上（JDS値）であるにもかかわらず、経済的理由で未治療や治療中断している被保険者に対し、保健指導に基づく生活習慣改善等に取り組むことを条件に、治療にかかる窓口負担額を1ヶ月2万円を上限に助成する。

拡充

・要支援・要介護健診・保健指導事業

ヘルスアップ尼崎戦略推進会議における調査結果によって、要支援等の軽度要介護者は脳卒中や心筋梗塞、人工透析や糖尿病合併症の発症恐れが極めて高いことが明らかとなったため、加入している医療保険にかかわらず、軽度要介護者を対象に市独自に健診を実施し、健診結果に基づく生活習慣の改善支援を実施する。

【款：保健事業費 項：保健事業費 目：保健事業費】

(32) 保健予防活動費 307  
被保険者に対する啓発、協力体制の確立により、被保険者の健康意識を高め、事業の健全な運営に資する。 (307)

(33) 医療費通知経費 17,172  
被保険者に医療費の金額等を通知することにより被保険者の医療費に対する意識を高め、事業の健全な運営に資する。 (18,532)  
実施回数 6回

(34) あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費 26,276  
被保険者のあんま・マッサージ・はり・きゅうの施術費の一部助成を行う。 (24,001)  
利用回数 1人年間12回  
単価 1回当たり 大人1,000円、小人500円

《助成件数》 (単位:件)

	21 決算	22 決算	23 決算	24 当初	24 決見	25 当初
大 人	26,021	24,248	22,888	23,973	24,514	26,260
小 人	85	46	68	56	49	31

【款：諸支出金 項：諸費 目：分担金及び負担金】

(35) 尼崎市鍼灸マッサージ師会等補助金 576  
事業の円滑な運営を図るため、尼崎市鍼灸マッサージ師会等に補助金を支出する。 (576)

【款：諸支出金 項：諸費 目：一般被保険者償還金及び還付加算金】

(36) 一般被保険者保険料過誤納金還付金 33,622  
一般被保険者の過誤納となった保険料の還付を行う。 (33,622)

【款：諸支出金 項：諸費 目：退職被保険者等償還金及び還付加算金】

(37) 退職被保険者等保険料過誤納金還付金 2,824  
退職被保険者等の過誤納となった保険料の還付を行う。 (2,824)

【款：予備費 項：予備費 目：予備費】

(38) 予備費 1,000  
予備費 (1,000)

